

第四十三回国会 衆議院 法務委員会 會議録 第八号

昭和三十三年三月八日(金曜日) 午前十一時五分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事 唐澤 俊樹君 理事 小島 徹三君

理事 林 博君 理事 牧野 寛索君

理事 坪野 米男君

一萬田尙登君 上村千一郎君

小川 半次君 岸本 義廣君

竹山祐太郎君 赤松 勇君

松井 政吉君 田中幾三郎君

志賀 義雄君

出席國務大臣

法務大臣 中垣 國男君

出席政府委員

検(大臣官房司法) 津田 實君

法制調査部長)

委員外の出席者

判(最高裁判所) 桑原 正憲君

務(最高裁判所) 長井 澄君

務(最高裁判所) 第一課長)

専門員 小木 貞一君

三月八日

委員片山哲君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

三月八日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

都千代田区九段二丁目十四番地全国市長会長高山義三(第十八九号) 住民登録法の上部改正に關する陳情書(東京都千代田区九段二丁目十四番地全国市長会長高山義三(第二〇二号)) は本委員会に参考送付された。 本日の會議に付した案件 参考人出頭要求に關する件 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

な解決策であることは論を待たない存するわけでございますが、それ以外にもいろいろと要因があるであろうと存じますが、この点につきまして、御質問に入るに先だつて、第一審における訴訟の適正迅速をはかる処理として、政府としてはどういふ問題点を掲げてこれが処理に当たつておるか、その点をお尋ねしておきたいと思つておきます。 ○津田政府委員 今回の定員法の改正におきまして、主たる理由といたしましては、第一審における訴訟の適正迅速化についての増員をこの法案の内容として持つておるわけでございまして、ただいまお尋ねのそれ以外の問題点につきましては、いろいろと訴訟促進の問題について考えられることがあつるわけでございまして、しかしながら、何と申しましても根本的にこの問題を解決いたしますためには、裁判所の裁判官の職員増員等も必要でありましようし、諸施設の拡充も必要でありましようし、その点をお尋ねしておきたいと思つておきます。 ○上村委員 実は裁判所職員定員法について、昨年の二月八日に、第四十國會におきまして、当委員会において私詳細に質問を申し上げた。この点につきましてはは會議録に載つておりますので、その点を重複することを省いて参るわけでございまして、たがたび人員の増加ということは行なわれて参りましたけれども、その人員を増加するといふことが、第一審の訴訟の促進並びに適正といふことの要請に合致することはないかと、再三行なわれども、その所期の目的が十分達し得られておるとは思いません。それで私がお尋ねするわけです。それで臨時司法制度調査会が開かれておるといふことですが、現在ではどういふやうな問題が論議されて、そしてどういふ段階にあるのか、お尋ねしておきたいと思つておきます。 ○津田政府委員 臨時司法制度調査会の進行状況の詳細につきましては、臨時司法制度調査会事務局の係官から申

し上げるのが相当であると思つておられますが、法務省といつても、委員、幹事を出してありますので、大体の事情についてはこの席で申し上げられると思つておきます。 昨年九月発足以来、すでに會議を数回重ねておりました。先ほども申し上げましたように、当面は訴訟遅延の問題の調査をいたされておるわけでありまして、訴訟遅延の問題が一段落いたしました。今度は外国におきまして、この裁判官及び檢察官の任用制度の調査を行ない、さらにそれを本年の四月、五月ごろまでに終えまして、今度は法曹一元の制度の調査を行なう。そういったしまして、本年末あたりまでに法曹一元の制度並びに現行の裁判官、檢察官任用制度、その他法曹一元以外の裁判官、檢察官の任用制度について調査を終つたわけでございまして、この秋に外國の調査をするために、外國に委員の方々が出張されて調査をする。そして来年の一月から、わが國においてとるべき裁判官及び檢察官の任用制度及び給与制度についての審議を行なう。そういったしまして、来年の六月ごろまでにその結論を出し、七、八月ごろに意見書を作成して政府に答申する。大体そういうスケジュールのもとに現在進められておりました。現在は訴訟遅延の状況の調査といふものが大体終わった段階でございます。明日總會が開かれますが、明日の總會におきましては、いよいよ外國の裁判官及び檢察官任用制度の調査に取りかかるとして、大學の

の究明をされ、大体その究明が終わりつつある状況でございます。従いまし、そういう臨時司法制度調査会の進行とららみ合わせまして、当面政府においてなし得るものはもちろんすみやかにこれを行なうわけでございまして、けれども、何と申しましても、裁判官の定員の増加等の点につきましては、臨時司法制度調査会の結論を待つて政府としては措置をいたさなければならぬ、こういうやうな考えのもとに現在あるわけでございまして。 ○上村委員 昨年の九月以来、臨時司法制度調査会におきましては、この問題について十分御審議を願つておるわけでございまして、すでに訴訟促進の問題につきまして、訴訟遅延の原因について

教授及び判事等と呼ばして、その調査を始めるというよりな段階になっておりまして、ただいま、先ほど申し上げましたそのスケジュールにつきましても、すでに大体そのように進むことになりましておるわけでございます。

○上村委員 実には非常に重要な問題であることもむずかしい問題であります。いろいろなそこに原因もあろうし、多くの対策が総合的に行なわれませんと、とうてい所期の目的を達するとは考えられません。それで政府におかせられても御苦心のほどはよくわかります。また、臨時司法制度調査会の結論も追って出て参るでございまして、またその問題につきましてもぜひ検討させていただきたいと思っております。その結論を待つて処置をする以外のこともたくさんあるものであります。任用制度の問題で大きないわば対策を講ずるといふことは、多くの従来の国会において論議をされてきたことでもあります。それと別に、現在法務省として、あるいは裁判所側としてとつておられる処置というものはどういふものであるか、この際一度お尋ねをしておきたいと思つておるわけでございます。

○津田政府委員 さしあたりの措置といたしましては、できるだけ訴訟遅延の原因というものにつきまして検討を加えて参つたわけでございますが、その検討の結果は、この臨時司法制度調査会におきます御調査の結果と非常に似た、ほとんど同じと言つてもいいくらいであります。何と申しても、裁判官の不足というものが相当の原因になっておるといふことが判明いたしておるわけでございます。これは非常に常識的な結論のようでありまして、

が、臨時司法制度調査会の御調査の結果におきましても、そういうことが大体わかっているとおもふのであります。従いまして、いかにすれば現在の定員を充足し、定員を充足した上に定員を増加せしめ得るか、こういうことの問題に今帰着するのではないかと申してございまして、しかしながら、何と申しまして、この裁判官の充員の問題は、やはり待遇、施設の問題に相当からんでくるわけでございます。待遇の問題をやはり相当改めない限りは裁判官の充足は困難だといふことは考えられるわけでございます。そのほかいろいろなことが考えられるわけでございます。いろいろなことが考えられるわけでございます。やはり裁判官の充員という点とあろうと思つておるわけでございます。いかにすればその充員の目的を達し得るかという点についての施策といふことになると思つてございまして、この給与の問題、待遇の問題等につきましては、やはり根本的な改善は、どうもましても臨時司法制度調査会の結論を待たざるを得ないというよりな状況であります。当面これは、ほかの措置と申しましても、当面これといった特段の特効的措置といふものは、今のところは考えられない状況でございます。けれども、できる限り裁判官の充員をはかるというところを中心として今考えて参つておるわけでございます。しかも裁判官につきましても、いろいろ資格があるわけでございますから、そういう裁判官につきましても、事務の配分等によってできるだけ有効に人を配置することができるといふ点について、いろいろ検討をいたしておるわけでございます。たとえば簡易裁判所等の配置統

合の問題等につきましても、政府といつたしましてはいろいろ検討いたしまして、裁判官の適正配置をしてその効率化をはかるという方策はないかといふことを十分検討いたしておる次第でございます。

○上村委員 そつと申しますと、現在のところは裁判官の充員をするというところが大きな対策である。こういうふうに承るわけでございますが、それから最高裁判所は、三十八年度当初予算要求においては何名の定員増加を要求されておるか、承りたい。

○桑原最高裁判所長官代理者 最高裁判所は三十八年度当初予算におきまして要求いたしました人員は、裁判官につきましても、判事二十四名、判事補五十一名、簡易裁判所判事三十五名、以上裁判官百十名でございます。そのほか行政職の俸給表(二)表を準用する職員につきましても、これは裁判所調査官、事務官、書記官、家庭裁判所の調査官、技官等でございますが、合計七百二十九名、それから行政職の俸給表(一)表を準用いたした職員、これは電話交換手とか、自動車運転手、機関士、電工その他でございますが、合計四百十三名、それから医療関係の医療職俸給表(一)表を準用職員、これは技官とか栄養士でございますが、これが八人、それから同じく医療職の俸給表(二)表を準用いたした職員、これは保健婦、看護婦でございますが、以上合計一千二百七十名というものが、最高裁判所が三十八年度予算におきまして当初要求した人員でございます。

○上村委員 それと、現在御提出になつておる裁判所職員定員法の一部を改正する法律案というものの人員増とは、どういふように違ふのですか。は、どういふように違ふのですか。○桑原最高裁判所長官代理者 予算の要求として認められましたものが、判事は十名、判事補十名、簡易裁判所十名、それから調査官二名、裁判所書記官が五十五名、それから家庭裁判所の調査官が六十五名、事務官が四十名、その他五十名ということでございます。

○上村委員 そつと申しますと、どのくらい—それは数字を当てはめればすぐわかると思いますが—。○桑原最高裁判所長官代理者 パーセントにいたしまして二〇強ということになります。

○上村委員 そつと申しますと、これはなぜこういふことを質問いたしたかと申しますと、私、この前のこの裁判所職員定員法の一部を改正する法律案のときに質問しておる。その前にも質問しておるかと思つておる。そして、しかもこの第一審の訴訟につきましても、迅速適正ということが大きな国家的要望であるという際に、しかも要求の人員も、それより大きな人員の要求じゃないか。しかもその二〇強程度がまんをしなければならぬというよりな実情は、その原因は一体那辺にあるのかと申してございまして、お考えを承つておきたいと思つておる。

○桑原最高裁判所長官代理者 定員の増員の要求が、最高裁判所として思うにまかせないという一番大きな隘路になりますのは、特に裁判官につきましてもは給源が十分見通しがつかないというところにあるわけでございます。そういうところから、予算の要求が必ずしもこの思ひ通り参らぬというところがございます。裁判官の任用につき

ましては、現在の制度といたしましては、判事補を養成して、そしてそれを十年たつて判事に任官する。それから判事補につきましても、司法修習生の修了を終えて、そこから任官希望者をとるといふことでございますが、これがなかなか思うにまかせない実情でございます。そういう状況のもとに、裁判官の給源をいかにして確保するかという点が大きな問題になりまして、先ほど政府委員からも説明がございましたように、臨時司法制度調査会というものが発足した大きな原因もそこにあるというふうに私も考えておるわけでございます。そういう調査会の審議を通じまして、適正な方法によつて裁判官の給源というものが広がつていかなければ、訴訟遅延の解消ということが非常に困難な状況にあるわけでございます。もちろん、最高裁判所といたしましては、現在のもとおきましても、できる限り裁判官の任用の充実ということに努力を払つておるわけでございますけれども、何分現在の状況におきましては、裁判官の希望者が非常に少ないというところ、非常に憂慮すべき事態になつておるといふふうに考えておるわけでございます。

○上村委員 大体御苦衷の点はわかるわけですが、ただ私どもちよつと理解に苦しむのは、現在の裁判官の方々の給源といふものについては、任用制度を基本的に検討していかないと、根本的に解決がむずかしいであらうというところは容易に察知できますが、そういう給源の困難さというところは予算請求のときにおよそわかつておると思つておる。だから、予算の請求をする際

は、判事補を養成して、そしてそれを十年たつて判事に任官する。それから判事補につきましても、司法修習生の修了を終えて、そこから任官希望者をとるといふことでございますが、これがなかなか思うにまかせない実情でございます。そういう状況のもとに、裁判官の給源をいかにして確保するかという点が大きな問題になりまして、先ほど政府委員からも説明がございましたように、臨時司法制度調査会というものが発足した大きな原因もそこにあるというふうに私も考えておるわけでございます。そういう調査会の審議を通じまして、適正な方法によつて裁判官の給源というものが広がつていかなければ、訴訟遅延の解消ということが非常に困難な状況にあるわけでございます。もちろん、最高裁判所といたしましては、現在のもとおきましても、できる限り裁判官の任用の充実ということに努力を払つておるわけでございますけれども、何分現在の状況におきましては、裁判官の希望者が非常に少ないというところ、非常に憂慮すべき事態になつておるといふふうに考えておるわけでございます。

は、判事補を養成して、そしてそれを十年たつて判事に任官する。それから判事補につきましても、司法修習生の修了を終えて、そこから任官希望者をとるといふことでございますが、これがなかなか思うにまかせない実情でございます。そういう状況のもとに、裁判官の給源をいかにして確保するかという点が大きな問題になりまして、先ほど政府委員からも説明がございましたように、臨時司法制度調査会というものが発足した大きな原因もそこにあるというふうに私も考えておるわけでございます。そういう調査会の審議を通じまして、適正な方法によつて裁判官の給源というものが広がつていかなければ、訴訟遅延の解消ということが非常に困難な状況にあるわけでございます。もちろん、最高裁判所といたしましては、現在のもとおきましても、できる限り裁判官の任用の充実ということに努力を払つておるわけでございますけれども、何分現在の状況におきましては、裁判官の希望者が非常に少ないというところ、非常に憂慮すべき事態になつておるといふふうに考えておるわけでございます。

におきましては、先ほどお話しになられた人員の給源というものは確保される見通しがあつたものかどうか、承つておきたい。

○桑原最高裁判所長官代理者 もちろん最高裁判所といたしましては、予算を要求いたしますときには、その増員を補充する給源というものをある程度見通しをつけて要求はいたすわけでありませぬ。しかし、現実の問題としては、なかなか困難な情勢ではありますけれども、予算要求の際におきましては、一応見通しとしては、われわれとしては、一応見通しとして、われわれとしてはいくつかの方面から裁判官の増員を行なうのだということを見通しをつけておきたい。その点について大蔵省とも折衝をいたしておるわけでありませぬ。

○上村委員 私、この点につきましては、臨時司法制度調査会の一刻も早く適切な御結論の出ることを希望いたします。そしてこの部分につきましては、御質問を将来に譲っていきたい、こう思つておられます。

次に、本案によりますと、判事十名、判事補十名、簡易裁判事十名、高裁調査官二名、地裁書記官四十名、家裁書記官が十五名、地裁事務官が二十名、家裁事務官が二十名、家裁調査官が六十五名、備人、電話交換手とかポイラーマン、これらが五十名と、それぞれ増員になっておりますが、これらの職員

の配置先というのはどういうふうになつておるのか、承つておきたいのでございませぬ。

○桑原最高裁判所長官代理者 今回の増員が行なわれませぬ理由は、まず第一には、第一審の訴訟の審理期間を短縮するといふことが第一点でございませぬ。この第一点で問題になつておるものは、東京その他八大都市の裁判所、いわゆる大きな裁判所における訴訟審理期間というものが相当長くかかつておるといふ実情でございませぬ。その大都市における訴訟事件の審理期間を少なくしたいといふ考えで予算を要求いたし、これが大蔵省から認められたわけでございますので、その線に沿ひまして八大都市の裁判所に配置をいたしたいといふふうに考えておるわけでございます。

それから第二点は、交通事件の迅速処理といふことに対処するために、簡易裁判所及び家庭裁判所関係の人員の増員が行なわれたわけでございます。これは、本年から全国の十の都市におきまして、いわゆる交通切符制というものが施行されたわけでございます。四月からは、そういう地域について少年事件についても交通切符制がとられることになつておるわけでございませぬ。従ひまして、今回の交通関係に關する増員の配置先は、そういう主として切符制をとつておる都市の簡易裁判所に配置をいたした、交通事件の迅速な処理に当たりたいといふふうに考えておるわけでありませぬ。

その他備人関係等につきましては、これは新庁舎等につきまして、庁舎

のでき上がりませぬとともに、それに必要な人員を適宜配置したいといふふうに考えておるわけでありませぬ。

○上村委員 次に、裁判官の退官とか任官とか欠員の状況についてお尋ねをいたしたいと思つてございませぬが、下級裁判所の裁判官の定員は、近年、年ごとに増員されておられます。たとへば昭和三十三年度は判事補が二十名、三十四年度は判事補が二十名、三十五年は判事が二十八名、三十七年度は判事が二十五名、過去五年間に百三十三名の間に判事の退官をなされた数、あるいは新たに任官した者の数、それから任官者については、特に司法修習生からの者と弁護士から採用された者との分けて、少しくその実態をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○桑原最高裁判所長官代理者 まず、裁判官の退官者の数を申し上げますと、判事につきましては、昭和三十三年に二十五名、三十三年に二十名、三十四年に二十五名、三十五年に二十六名、三十六年に二十九名、三十七年に二十三名といふふうになつておられます。それから簡易裁判所判事につきましては、昭和三十三年に二十三名、三十四年に十七名、三十四年に二十三名、三十五年に二十一名、三十六年に二十七名、三十七年に二十八名といふふうになつておられます。

それから任官者の方でございませぬが、弁護士から裁判官に任用された数は、年度によつて多少のずれはあるわけでございますけれども、過去の三年間における弁護士から裁判官に任官された方の平均的な数を申し上げますと、

年間にして十五名くらいでございませぬ。その十五名のうち判事が七名、判事補が二名、簡易裁判所判事が六名といふふうな数になつておられます。それから修習生から裁判官になつた者の数でございますが、昭和三十三年は七十七名、三十四年六十五名、三十五年六十九名、三十六年八十四名、三十七年七十五名、以上のような数字でございませぬ。

○上村委員 次に、裁判官以外の職員増員についてお尋ねをいたしたいと思ひますが、書記官の増員について、定員の増加とともに従来いろいろ問題になつておりました代行書記官を昇格させて、いわゆる書記官補から組みかへておるかと思ひます。残りの代行書記官といふのは現在何名くらいあるのか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○桑原最高裁判所長官代理者 昨年度及び今年度の予算で認められたいいわゆる書記官の組みかへの人数でございませぬが、その人数を差し引きまして、来年度にいわゆる代行書記官として残ります数は六百九十四名といふこととありませぬ。

○上村委員 この六百九十四名の方に對して将来どういふふうな措置を講じられようとしておるのか、その点お尋ねしたいと思ひます。

えの残りの代行書記官を本年度において全部解消したいといふふうにお尋ねをいたしますが、いろいろな関係で全部の組みかへが完了いたしませぬで、残りが六百九十四名といふふうになつたわけでございますが、これは最高裁判所といたしましては、従来の方針通り少くとも来年度には全部書記官に振りかえていきたいといふふうに考えておるわけでございます。

○上村委員 道路交通法違反の違反者に對して、ことしから切符制度を大都市に適用をしておる。これは裁判所の事務能率上どんな影響が起きておるか、その点についてお尋ねしておきたいと思ひます。

○桑原最高裁判所長官代理者 交通切符制の実施は本年当初から行なわれましたので、まだ実施後の実績といふものも十分にわかりにくい情勢でございませぬ。特に発足当初は古い手続によりませぬ事件もあわせて行なわれておるから、今一般的に切符制の実施がどうかといふことを申し上げるだけの段階ではございませぬけれども、全般的な空気がいたしましては、少なくとも裁判所の手続といふものは非常に迅速にいよいよなるのだ、ただ現在の状況におきましては、第一線の警察官が必ずしも切符制の運用といふことに習熟いたしてないといふふうな関係で、そういうことが裁判所の手続にもいろいろ問題を抱へかけておるようなことを聞いておるわけでございます。たとへば交通裁判所に出頭いたしました被告人の流れがスムーズに行くように事件の送受その他の手続が行なわれれば、裁判所として相当すべきと事件は

けるのだけれども、それがうまくいかないで、一気にどっと裁判所に切符制による事件が流れてくるというふうな関係で、一件々々をとってみると、確かに昔の系統よりも早くなっておるけれども、それが二十人、三十人というふうにまとまってくると、最初に裁判所に出現したときから、一グループのうちで一番終わりに裁判所の窓口から離れていくという時間をはかってみると、かなりの時間がかかっています。従って、警察等におきます交通切符制の運用についての習熟がだんだんと進んで参りますならば、裁判所としても相当の能率を上げられるのではないかと、いろいろに私どもは見ておるわけでございます。

○上村委員 法務省では、麻薬検査の充実強化のために、今回検事三名、検察事務官六名という増員をもちこまれておるわけですが、家庭裁判所の方でも麻薬対策というものの必要を生じてくるであろうし、また家裁の調査官の増員は、少年の交通違反事件の激増に対処するためというようなことが提案理由の説明でも述べられておるわけでありませう。これと同じに麻薬関係も家裁に起きてくるだろうと思えます。これが対策はどういうふうになさるか。今度の裁判所職員定員法の一部改正という中にはどういうふうを考へられておるか、一つお尋ねしておきます。

すと、過去四年間にそれほど大きな増加を示していないわけでございます。大体千四、五百件という横ばいの状況でございます。従って、家庭裁判所の関係でも、今すぐに急にそういつた麻薬関係の事件が殺到して、それに對して特別の手当を本年の關係でしなければならぬという状況にはないので、なからるかというふうに判断しておるわけでございます。もちろん、今後の推移によりまして、必要に応じてそれについての職員増員その他の手当をしなければならぬというふうにも考へておるわけでありませう。けれども、現在の状況といたしましては、特にそのために職員の増員その他を必要とするような状況にはないので、なからるかというふうにも考へておるわけでありませう。

○上村委員 そうすると、結局、今後のいろいろと起る事案に即して一つ対策を練っていき、こういふふうに承つておいていいの、お尋ねしておきます。

○桑原最高裁判所長官代理人 ただいま御指摘の通りに考へておるわけでございます。

○上村委員 家裁の調査官の待遇の問題でございますが、この点について少しお尋ねしておきたいと思つております。大学関係の助教とか、高校の校長先生とか、いわば相当の経験あるが調査官になつておられると思つておられますが、そういうふうな方は相当おられるのかどうか、一つお尋ねしておきたいと思つておられます。

られたというふうな方はあまりないような状況でございます。大体大学を出て入ってくる方が大部分でございますので、特に大学の教授、助教等をさされておつた方についてどうかということにつきましても、ただいまのところ実績がございませんが、家庭裁判所の調査官になる人の前歴は、大体大卒で、心理学とか社会学、そういうことを勉強した人が学校を卒業して調査官になるというような進路をとつておるようでございます。

○上村委員 家裁の調査官の方には、心理学とか社会学とか、いろいろと特殊な知識経験をお持ちになつておる方をお迎えすることが望ましいかと思つておられます。そういう場合、有能な調査官というものの待遇はどういうふうになつておりますか。何か優遇の措置が講じられるようなことになつておるかどうかお尋ねしておきたいと思つておられます。

○桑原最高裁判所長官代理人 家庭裁判所調査官につきましては、いわゆる行政職の俸給表第一表のうちの上級職の方々のランクに格づけしてあるわけでございます。

○上村委員 最後に一点だけ御質問申し上げて私の質問を終わりたいと思つておられます。

提出資料の四、裁判官以外の職員の内定員と現在員の対比をしておる資料が出ておりますが、各官職別の欠員状況を見ますと、事務官が四百五十三人の欠員となつておる。これは事務官がいれば定員を食つておるといいますか、そういう実態になつておるのかどうか、その点を一つお尋ねしておきたいと思つておられます。

○桑原最高裁判所長官代理人 事務官につきましても、事務官とともに事務職というところで予算が組まれておりますので、事務官、事務官の間の定員の充実状況は、これは予算はどちらでもとも予算の範囲内におればいいわけでありませう。従つて、事務官が少ないということも事務官の方に定員が移つておるといふことも考へられるわけでございます。

○上村委員 次に、廷吏が二百三十七名、タイピストが八十四名の欠員になつておる。これは欠員になつておるのだから実態はこうでしょうが、実際の仕事をやつていく場合に支障が感じられておられるのかどうか、その点をお尋ねしておきます。

○桑原最高裁判所長官代理人 廷吏につきましては、廷吏という名目上の人数には欠員があるように見えるわけでございますけれども、廷吏につきましても、タイピストにつきましても、これを事務官にすることが出来るわけでございます。従つて、実際問題としては、廷吏等につきましても、事務官ということで廷吏の仕事をしていく方がいるわけでございますので、必ずしもその数が出ておるほど現実の欠員があるわけではないのでございませう。少なくとも一つの法廷に一人の廷吏を配置するといふことで裁判所の運営を行つてきておるわけでございます。

○上村委員 今回は備員五十名増員ということになつておるが、八十三名欠員となつておる。これも今のような御

説明通り大体事足りていくというふうな状態になつておるのか、最後にお尋ねしておきます。

○桑原最高裁判所長官代理人 備員等についても、ただいまタイピスト、廷吏について申し上げた通りでございますので、さうに御了承いただきたいと思つておられます。

○上村委員 これで大體私の質問を終わりますが、最後に御要望を申し上げたいのは、本案の提案理由にもうたつてありますように、第一審における訴訟の適正迅速な処理という目的の一環としまして、今後の裁判官の員数あるいは裁判官以外の裁判所の職員員数というものを、現在の実情を勘案いたしますれば、相当大幅に、しかも急速に充員をしていく必要があるかと思つておられます。その基本的な問題は、先ほど政府委員の御答弁の中にもございませうが、任用の問題などが非常にむずかしいけれども、問題解決の重点になつてくるかと思つておられます。この点につきましても格別の御配慮を希望いたしまして私の質問を終わりたいと思つておられます。

○高橋委員長 坪野米男君。

○坪野委員 ただいまの上村委員の質問に関連して一、二点お尋ねをしたいと思います。

先ほどの裁判官の給源に困つておるといふようなお話、弁護士から裁判官を求めるといふ道と、一方司法修習生を終えた人から判事補を採用するといふことにならうかと思つておられますが、お尋ねしたい点は、最近数年間に於ける司法修習生の判事補志望、検察官志望、弁護士志望の内訳を参考に聞かしていただきたいと思つておられます。

○津田政府委員 昭和三十三年以降のものについて申し上げます。昭和三十二年におきまして判事補に採用された者が七十七人、検事が四十五人、弁護士百四十三人、その他二人。三十三年度は判事補六十五人、検事四十五人、弁護士百四十四人、その他二人。三十四年は判事補六十九人、検事五十一人、弁護士百五十七人、その他五人。三十五年度は判事補八十一人、検事四十四人、弁護士百六十六人、その他なし。三十六年度は判事補八十四人、検事四十八人、弁護士二百六十六人、その他なし。三十七年度は判事補七十五人、検事四十二人、弁護士二百二人、その他なし。以上であります。

○坪野委員 判事補の採用人員は大体ふえてきておられる傾向——といつても年度によって増減があるようでございまして、検察官の方もあまり大きな変動なしにきておられるわけでございす。判事補の志望者が少なくなくて裁判官の給源に苦慮しておられるという事情は、先ほどの答弁でよくわかりましたが、私は検察官の点について法務省当局にお尋ねをしたのです。検察官も、最近刑事事件の激増で第一線の検察官の事務は相当激務になっておられるのじやないか、私の接触する範囲内では、検事は相当忙しいように見えておられるわけですが、法務省としては、検察官の現在の定員に対して、どの程度の定員増を必要として三十八年度予算に要求されたか、最初にそれを伺いたいと思っております。

○津田政府委員 三十八年度におきましては、先ほど御質問がございました通り、麻薬関係におきまして三人、それから交通関係におきまして検事十五人が増員されることになっておられるわけでございます。その他の点につきましては、いろいろ要求事項もあつたわけでございますが、ただいまその数はちよつと手元にごさいませぬので申し上げかねますが、ただ本年二月十日現在におきまして、検事において五十三人の欠員があるわけですが、従いまして昭和三十一年度採用される見込みの修習生、つまり検事を考えますと、あまり大幅な定員増をいたして見ても、欠員の補充困難であるという状況が見られますので、この麻薬関係のみにとどめたというのが結論であるわけですが。

○坪野委員 三十八年度はまだ採用見込みということになると思ふのですが、見込みでなしに、修習生の判、検事、弁護士志望者の数の調べがあつたら、参考に聞かしてもらいたい。三十八年度……。

○津田政府委員 本年二月一日現在の内部的志望状況でございますが、判事補につきましては九十九人、検事につきましては四十二人、それから弁護士につきましては百九十人、その他九人、合計三百四十人、こういうことでございます。

○坪野委員 そうしますと、欠員が五十三名あつて、今年度の修習生から四十二名程度しか志望者が出ておられない。おそらく志望者の大半が採用されることにならうかと思ふますが、そうすると法務省としては、一般刑事事件について現在の検察官でも十分捜査が可能だ、あるいは捜査ができておるといふようにお考えなのか、あるいはやはり五十三名ある欠員を埋めても、現在定員では一般の検察事務をやつていくには不十分だといふように

にお考えなのか、それを伺つておきたい。○津田政府委員 もちろん、ただいま御指摘の通り、現在の検察官、ことに検事の数を増やしては、やはり事件の処理につきましては非常に困難を来たしておられるわけでございます。各個人についての負担は非常に増加いたしておりますのみならず、事件の処理の期間等につきましても非常に困難に達しておられるわけでございます。しかしながら、これは裁判官の場合と全く同じような状況でございます。いかにして修習生から多く採用できるかというところに帰着するわけですが、さういたしますと、やはり任用制度、給与制度の問題に当然問題が移つてくるわけでございます。当面をいたしましては、補充状況いかによつて定員増が可能であるということに考えざるを得ないわけですが、ここに現在検察官につきましましては、弁護士からほとんど採用することができておりませんから、勢い給源は司法修習生に求めなければならぬわけですが、現在の状況におきましては、何と申しましても修習生の大半は弁護士を志望するわけでございすので、それを何とか検察官なりあるいは裁判官志望者をふやしたいということを考えて、いろいろ考へておられる面もございますが、なかなか思うにまかせぬわけですが、ただ、本年の状況といつたしましては、裁判官につきましましては、ただいま申し上げましたように、従来になかなか多数が志望したといふような状況が出て参つておりますが、これはやはり何と申しましても当時の司法修習生採用者、すなわち司法試験の合格者が多かつたということに

なるわけですが。しかしながら、昨年度におきましても四百数十名の司法試験合格者を出しておりますので、将来はその面からかなり補充が容易になつてくるのではないかと、いふように考えておられるわけでございます。

○坪野委員 司法試験の合格者がふえ、裁判官の志望者が若干ふえたといふにかかわらず、検察官の志望者が昨年並み、あるいは数年前から逆に減つておるといふことは、これは非常に重大な問題であると思つてあります。第一線の検察官の仕事が非常に過重であるという事情もあり、また検察行政がいかに大切かということも考えられる場合に、根本的には、やはり判、検事の任用制度なり、あるいは待遇の問題なり、さういふ根本的な問題で、今、臨時司法制度調査会で検討されておられるわけですが、私は裁判官の定員をふやして裁判官を確保すると同時に、検察官についても、これらに欠員をいかにして補充するか、さらにはいかにして定員をふやすかという点について、これは法務省当局だけでななかに、われわれも、また司法制度調査会においても真剣にこれは検討を加えなければならぬ問題だと思つておられます。さういふ点について法務省を特に要望しておきたいと思つてあります。ほかにお尋ねすることはありませんからこれで質問を終わります。

○高橋委員長 本案に対する質疑はこれで終了いたしました存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 本案に対する質疑はこれで終了いたしました存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決されました。お諮りいたします。ただいま可決されました本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、これに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 この際、参考人出頭要求の件についてお諮りいたします。再審制度について参考人の出頭を求め、その意見を聴取することといたしたいと思存しますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認め、さう決しました。
なお、参考人の意見聴取は再審制度調査小委員会において聴取することとし、その人数及び人選は委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 これより討論に入る順序であります。別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○高橋委員長 御異議なしと認め、さ
よう取り計らいます。

これにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

〔参照〕

裁判所職員定員法の一部を改正する
法律案(内閣提出第五八号)に関する
報告書

〔別冊附録に掲載〕